**平成２１年（フ）第１３９３号**
愛知県知多郡阿久比町大字福住字松本19番地３、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字池下122番地の１
破産者　柿﨑　　章
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３１８号**
名古屋市名東区新宿２丁目223番地　シティブリッジ東山ハイツ603号　高尾方
破産者　鈴木　敏代
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１０７号**
京都府亀岡市宇津根町土井ノ内48―３ネオパレス亀岡109、申立時の住民票上の住所京都府船井郡京丹波町実勢坪井41番地122
破産者　徳川　真一
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２１年（フ）第１２２号**
京都府南丹市日吉町中世木赤部８番地
破産者　吉田　辰男
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２１年（フ）第６５２号**
奈良市東九条町14番１号　シャトー東九条105号室、住民票上の住所奈良県生駒市小瀬町880番地18
破産者　竹内　芳広
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第８２５号**
奈良市大安寺６丁目９番14号
破産者　榎本　利一
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第３８号**
大阪府枚方市長尾元町２丁目44番21―101号
破産者　清水　　巡
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第１５４７号**
広島市西区大芝３丁目７番７号
破産者　大原　　剛
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３２５号**
沖縄県那覇市天久１丁目27番24号　301
破産者　佐渡山一成
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第４９３号**
沖縄県名護市大北２丁目12番６―203号　ドミール大北
破産者　比嘉　良綱
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第３９６５号**
札幌市西区発寒10条11丁目１番25―403号
破産者　野崎　静子
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第６６５号**
北海道上川郡東神楽町東一線２号　回生苑、住民票上の住所北海道旭川市神楽５条８丁目１番４号　クリスタルコーポ102号
破産者　岡島　　寿
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第６８２号**
北海道旭川市東光８条７丁目１番10号
破産者　長原　淳子
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２号**
千葉県成田市美郷台１丁目３番地15　サンモール101号、住民票上の住所北海道紋別市渚滑町元新３丁目175番地の１
破産者　丹羽建設こと　丹羽　裕章
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２５９号**
北海道帯広市柏林台南町４丁目１番地
破産者　山口　孝信
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２１年（フ）第２９３号**
北海道広尾郡広尾町西２条７丁目９番地２
破産者　川口　一美
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２１年（フ）第５１５号**
青森市大字安田字近野261番地８
破産者　小田　敬子
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１５３１号**
宮城県多賀城市浮島２丁目31番５号
破産者　武田　正夫
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第４３号**
秋田市桜１丁目５番55号
破産者　小岩井　亮
１　決定年月日　平成22年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部